

令和8年5月13日

## 旅費のガイドライン

「地域におけるエネルギー教育実践事業」における、旅費については下記の通りとする。

### ・共通

- ① 事務局が委嘱した業務を遂行するために必要な移動・宿泊に係る交通費・宿泊費を対象とする。
- ② 他案件での出張が旅程に含まれる場合、往復按分などの上、本事業に係る対象経費のみを対象とする。
- ③ 謝金支払い対象者に係る交通費・宿泊費、事業協力者に係る交通費・宿泊費及び実践事業対象者である児童・生徒に係る交通費・宿泊費を対象とする。

### ・交通費

- ① 交通手段は、原則公共交通機関を利用する。
- ② 公共交通機関が使えない場所での移動等、やむを得ずタクシーや自家用車、レンタカー等公共交通機関以外の利用が必要な場合は、事後、事務局に明確かつ妥当性を記載した理由書を提出すること。  
※タクシーの利用に関して、理由によっては認められない場合がある。
- ③ 特急・指定席については、新幹線の普通指定席、および飛行機についてはエコノミーと同等クラスのみ利用可とする。
- ④ レンタカーや貸し切りバス等を使用する場合は必ず相見積もりを取りその証憑を提出すること。相見積もりが難しい場合は選定理由書を提出すること。また車種等は必要最低限のものとする。
- ⑤ ガソリン代は実費精算とする。その際、Google マップ等で移動した経路が分かる証憑を必ず提出すること。

### ・宿泊費

- ① 宿泊は原則素泊まりとし、朝食付等のプランは対象外とする。
- ② 自宅に宿泊した場合の宿泊代は請求不可とする。
- ③ 宿泊料は 15,000 円(税込)を上限とし、実費を支給する。※事情により上記の宿泊費を超過した場合は、別途協議のうえ支給額を決定する。
- ④ 宿泊税や入湯税は経費対象外とする。